

○財団医療法人の寄附行為例（「医療法人制度について」（平成19年3月30日医政発第0330049号）別添2）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
財団医療法人の寄附行為例	備 考	財団医療法人の寄附行為例	備 考
<p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章～第6章 （略）</p> <p>第7章 理事会 第34条～第35条 （略） 第36条 理事会は、 （例1）各理事が招集する。 （例2）理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 2～4 （略） 第37条 理事会の議長は、理事長とする。</p> <p>第38条～第40条 （略） 第8章～第10章 （略） 附 則 （略）</p>	<p>・原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を <u>寄附行為</u> 又は理事会で定めることができる。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章～第6章 （略）</p> <p>第7章 理事会 第34条～第35条 （略） 第36条 理事会は、 （例1）各理事が招集する。 （例2）理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 2～4 （略） 第37条 理事会の議長は、理事長とする。</p> <p>第38条～第40条 （略） 第8章～第10章 （略） 附 則 （略）</p>	<p>・原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を <u>定款</u> 又は理事会で定めることができる。</p> <p><u>・過半数を上回る割合を定めることもできる。</u></p>